

令和元年度福島県一般会計補正予算(第4号)について

令和元年11月15日

令和元年度一般会計補正予算(第4号)を専決処分したので、発表いたします。

今回の補正予算は、台風第19号などによる災害への対応として国が示した「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」を活用した緊急に必要な経費について計上いたしました。

その内容といたしましては、
被災された中小企業や商店街等の事業継続に向けた
施設や設備等の復旧への支援、
農業用機械、畜舎等の復旧や
浸水被害を受けた農業者の営農再開に向けた取組への支援、
被災地域における観光需要喚起のための
県内における宿泊等への支援
に要する経費を計上いたしました。

以上により、一般会計における補正予算の総額は、
76億8千7百万円、
本年度予算の累計は、
1兆5,285億9千1百万円となります。

福島県財政課 電話 024-521-7089

令和元年度一般会計補正予算(第4号)事業一覧

(単位：千円)

- 1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業**（商工労働部：経営金融課）

6, 796, 821

被災した中小企業等の工場、店舗などの施設や生産機械などの設備の復旧に要する経費の一部を補助し、中小企業等の事業継続を支援する。

- 2 商店街災害復旧等事業**（商工労働部：商業まちづくり課）

27, 000

被災地域の商店街等が保有する地域交流施設や街路灯などの復旧に要する経費の一部を補助し、地域の商業機能やコミュニティ機能の回復を支援する。

- 3 担い手づくり総合支援事業**（農林水産部：農業担い手課）

460, 542

農業被害を受けた農業者に対し、農産物の生産に必要な農業用機械や畜舎などの施設の復旧を支援する。

- 4 農業災害対策事業**（農林水産部：農業振興課）

50, 400

保管米の浸水被害により出荷ができない農家が行う米の再生産に向けた取組を支援する。

- 5 令和元年台風第19号観光支援事業**（観光交流局：観光交流課）

352, 219

災害により落ち込んだ観光需要を早期に回復及び喚起するため、旅行者が県内宿泊施設を利用する場合の宿泊費等に対して支援する。

令和元年度一般会計補正予算（第4号）の概要

(単位 百万円)

1 予 算 規 模

補 正 額	7, 6 8 7
本年度予算現計額	1, 5 2 0, 9 0 4
本年度予算累計額	1, 5 2 8, 5 9 1
前年度同期予算額 (H30年度9月補正後)	1, 4 5 9, 5 9 2
前年度同期比	1. 0 5倍
前年度同期比増減額	6 8, 9 9 8

2 補正額の財源内訳

国 庫 支 出 金	5, 2 6 4
繰 入 金	2 2 1
県 債	2, 2 0 2

(注) 表示単位未満の端数については、記載区分毎に四捨五入している。

手数料等の免除措置（専決処分）の概要

○令和元年台風第19号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例

専決内容等	公布予定日
<p>台風第19号等の被災者の負担の軽減を図るため、各種手数料等の免除を行う。</p> <p>手数料等の免除 173件</p> <p>①免許証、免状、許可証、合格証明書等の再交付・書換手数料（72件） ・危険物取扱者免状再交付手数料、栄養士免許証再交付手数料、 運転免許証再交付手数料 等</p> <p>②事業許可、登録申請等に係る申請手数料（85件） ・薬局開設許可申請手数料、飲食店営業許可申請手数料、 自動車保管場所標章交付等手数料 等</p> <p>③証明書交付申請手数料（9件） ・納税証明書交付手数料、自動車保管場所証明書交付申請手数料 等</p> <p>④その他（7件） ・心身障害者扶養共済掛金、一般旅券発給手数料、 県営住宅使用料（家賃・駐車場） 等</p>	令和元年 11月18日

- 施行期日 : 公布日（適用日 令和元年10月12日）
- 専決処分とする条例の範囲 : 被災者の支援等のため、緊急の対応を要するもの（現在、各条例で減免規定がないもの）
- 免除の対象者 : 台風19号等の被災者（罹災証明書等の提出により確認）
- 免除の実施期間 : 令和3年3月末まで（必要に応じて期間延長を検討）

（参考）

○免除による影響見込額

	件数	影響見込額（単位：千円）	
		R1年度	R2年度
専決条例対応分	173	61,871	4,789
個別条例対応分	48	22,493	28,751
合計	221	84,364	33,540

※「個別条例対応分」・・・個別の条例において既に免除等の取扱いが規定されているもの